

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月15日

【会社名】 北浜キャピタルパートナーズ株式会社

【英訳名】 Kitahama Capital Partners Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 前田 健 晴

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北浜二丁目1番17号

【電話番号】 06-6226-7581

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 管理本部長 佐藤 哲 寛

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区北浜二丁目1番17号

【電話番号】 06-6226-7581

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 管理本部長 佐藤 哲 寛

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当  
48,000,000円  
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額  
3,888,000,000円

(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、当初の行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少することがあります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	1,200,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	48,000,000円
発行価格	新株予約権1個につき40円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.4円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年5月1日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	北浜キャピタルパートナーズ株式会社 管理本部 大阪市中央区北浜二丁目1番17号
払込期日	2026年5月1日
割当日	2026年5月1日
払込取扱場所	株式会社池田泉州銀行 千里中央支店

- (注) 1. 第15回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」といい、以下、本新株予約権の発行を「本資金調達」という。)の発行については、2026年4月15日付の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約(以下、「本新株予約権総数引受契約」という。)及び本新株予約権の買取契約(以下、「本買取契約」という。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに合同会社Orion SPV1(以下、「割当予定先」又は「Orion SPV1」という。)(横浜市港北区新羽町2354-6 代表社員株式会社UNIFY GC 職務執行者 野口 泰幸)との間で本新株予約権総数引受契約及び本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
4. 本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	北浜キャピタルパートナーズ株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式120,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、32円とする。但し、本欄第4項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に} \\ \text{より当該期間内に} \\ \text{交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場(以下、「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>3,888,000,000円</p> <p>(注) 全ての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2026年5月7日から2028年5月2日までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1か月前までに通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社池田泉州銀行 千里中央支店</p>

新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権に取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の方針に従って再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限る。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、行使の条件及び当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

## (注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、新株予約権の行使期間に上記表中の行使請求受付場所(以下、「行使請求受付場所」といいます。)を宛先として、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記表中の払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生するものとします。
  - (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとします。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期  
本新株予約権の行使の効力は、上記1「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生するものとします。
3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しないものとします。
4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用  
該当事項はありません。

## 5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じるものとします。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役会長に一任するものとします。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とするものとします。
- (4) 当社は、割当予定先との間で、本有価証券届出書に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要すること、本新株予約権が残存している間、原則として、(a)割当予定先の事前の書面による承諾を得ることなく、当社の普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、またデッド・エクイティ・スワップ等の実行による普通株式の発行又は交付、会社の普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をも上記の各行為を行わせないこと、(b)株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を発行又は交付しようとする場合には、事前に割当予定先に対して同一の条件・内容により引受ける意向があるか否か確認すること等を規定する、本買取契約を締結する予定です。

## 6. 新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

## (1) 本資金調達の目的及び理由

当社は、当社の企業理念であります「収益性・安全性・社会性を投資規範とした投資事業・投資マネジメント事業を展開することにより、地域経済の活性化、企業育成、事業創出、人材育成を行い、人類・社会に貢献する」という創業精神のもと、投資会社としての役割を果たすべく、より良い役務を世の中に提供しながら企業群の事業発展に資する取り組みを進めており、事業の選択に注力し、金融・コンサルティング事業にリソースを集中投下することで、企業群の事業発展を進めております。

2024年6月の第32回定時株主総会において、燦キャピタルマネジメント株式会社から北浜キャピタルパートナーズ株式会社への商号変更、及び新たな取締役の就任が決議され、新経営体制のもと、心機一転して新たなスタートを切りました。

また、それに先立つ2024年5月の臨時株主総会において、第14回新株予約権の発行が決議され、総額6,820百万円の資金調達が可能となり、2025年6月30日までに、全ての新株予約権が行使され、6,820百万円の資金調達が完了しました。現在、調達した資金をもとに積極的に投資活動及び事業活動を行っているところであり、これまでの取組状況は以下の通りです。

2024年6月17日付「株式会社冒険の森との業務提携契約締結に関するお知らせ」にて公表しましたとおり同社と業務提携契約を締結し、その一環として当社取引先に遊休不動産を活用したアドベンチャーパーク事業の取り組みを提案しております。

2024年9月20日付「データセンター事業用地取得及び孫会社の異動に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、忍者エナジー合同会社の持分の取得に330百万円、及び三重県伊賀市内の土地の取得代金をM&Aによる投資資金としてそれぞれ支出し、2027年4月のデータセンター事業の開始に向けて、計画を進めております。また、データセンター事業の一環として、2024年11月11日付「北浜GRF株式会社、高効率液浸冷却式データサーバーシステムの販売権を確保」及び2025年2月18日付「Ablecom Technology Inc.との販売代理店契約締結に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、同社と販売代理店契約を締結し、2025年4月24日付「固定資産（液浸冷却方式GPUサーバーラック一式）の取得に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、同社の液浸冷却方式GPUサーバーラック一式の取得に133百万円をM&Aによる投資資金として支出しました。そして、2025年8月27日付「油液型液浸サーバーの性能試験を共同で実施」にて公表しましたとおり、国立大学法人東北大学 サイバーサイエンスセンターと共同で、油液型液浸サーバーの性能試験を実施することとなりました。その他、データセンター事業の一環として、2024年10月23日付「ハイドレクシアグループと日本の水素市場への参入について」にて公表しましたとおり、同社と国内の水素市場を共同で開発するための覚書を締結し、当社が手掛けるデータセンターにおいて水素燃料電池を導入することを予定しております。なお、2025年11月14日付「営業外収益、特別損失の計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、Ablecom Technology Inc.との販売代理店契約に基づき行っております当社サーバーシステム販売事業の特定案件において計画の遅れが生じたため、2026年3月期の通期連結業績予想を下方修正いたしました。

2024年10月21日付「太陽光発電事業用地の開発に伴う子会社の設立に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、青森県八戸市他計6か所において、子会社を通じて太陽光発電事業用地の開発事業を行っておりますが、これまでに50百万円を国内不動産投資事業に関する投資資金として支出し、2026年3月に売上を計上する見込みです。

2024年11月26日付「熊本県山林取得及び関連する事業に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、熊本県球磨郡五木村の山林を取得し、山林事業を開始いたしました。これまでに山林の取得に815百万円、測量用機器の購入に21百万円、資源量の測量調査に33百万円、事業経費として34百万円を、「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金として支出しております。今後、山林事業の施業のため、第15回新株予約権の行使によって調達した資金で、立木を伐採しバイオマス燃料として木材チップに加工するための機械設備を購入いたします。

2024年12月25日付「先進的IT教育を行う教育事業として延岡学園と業務提携」にて公表しましたとおり、業務提携基本契約書を締結しましたが、2026年3月17日付「学校法人延岡学園との業務提携解消のお知らせ」にて公表しましたとおり、本業務提携契約を解消しております。

2025年2月17日付「No.1都市開発株式会社株式の取得及び子会社の異動に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、No.1都市開発株式会社株式取得のために、これまでに227百万円をM&Aによる投資資金として支出しております。その後、2025年8月8日付「No.1都市開発株式会社株式の取得（連結子会社化）にかかる株式譲渡実行日の変更に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、株式譲渡実行日を2025年9月（予定）としておりましたが、投資効率向上を目的としたLBOローン活用手法の再検討を引き続き行っており、現時点では株式譲渡実行日を2026年4月と見込んでおります。

2025年3月4日付「子会社設立に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、子会社であるアマリロ株式会社を設立し、2025年4月以降の事業開始を予定しておりましたが、同社の増資額や出資比率及び業務提携契約の具体的な内容についてAmaryllo Inc.との協議が整わず、現時点において事業を開始しておりません。

2025年4月15日付「大和ハウス工業及びMARKMORE ENERGYとの三者間でデータセンター・通信インフラ整備など4事業でMOU締結」にて公表しましたとおり、現在三者間で、協議を続けております。

2025年4月18日付「太陽光発電所に係る発電設備等の取得に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、広島県広島市他計16か所において太陽光発電所に係る発電設備等の取得を進めておりますが、これまでに134百万円を国内不動産投資事業に関する投資資金として支出し、現時点までに売上を計上いたしました。

2025年5月15日付「有限会社アーキ・フロンティアホーム株式の取得（持分法適用会社化）に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、これまでに70百万円を国内不動産投資事業に関する投資資金として支出し、有限会社アーキ・フロンティアホームを持分法適用会社化しました。

2025年5月15日付「株式会社トラストコーポレーション株式の取得（持分法適用会社化）に関するお知らせ」、2025年7月16日付「持分法適用会社株式の追加取得に関するお知らせ」及び2025年9月16日付「株式会社トラストコーポレーションの連結子会社化に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、株式会社トラストコーポレーションを連結子会社化しましたが、これまでに400百万円を「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金として支出し、2026年第2四半期（中間期）に貸借対照表を連結し、2026年第3四半期より連結業績収益に貢献しております。

2025年9月8日付「太陽光発電所に係る発電設備等の仕入及び販売に基づく売上及び利益計上に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、広島県府中市他54箇所において太陽光発電設備及び電力会社との受給契約に関する権利の取得を進めておりますが、これまでに319百万円を「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金として支出し、現時点までに132百万円の売上を計上いたしました。

2025年9月16日付「太陽光発電所の開発事業に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、北海道沙流郡他計8か所において、子会社を通じて太陽光発電事業用地の開発事業を行っておりますが、これまでに「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金として11百万円支出し、2027年3月期に売上を計上する見込みです。

2025年11月7日付「蓄電所の開発事業に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、京都府京丹後市において、蓄電所に係る権利や設備等の取得を進めておりますが、「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金として104百万円支出し、2027年3月期に売上を計上する見込みです。

2025年12月3日付「エレピスタ株式会社との業務提携契約締結に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、この業務提携により、蓄電所事業、及び太陽光・バイオマス・風力・地熱の発電事業、並びにこれらの電力を活用したデータセンター事業等において、収益力の強化を目指しており、その一環として、エレピスタ株式会社と共同して、第15回新株予約権の行使によって調達した資金で、関西地域において系統用蓄電所に係る土地等の権利や蓄電設備等を取得して、それを蓄電事業者に販売する予定です。

しかしながら、これらの投資活動及び事業活動の成果が上がるまでに時間を要しており、2026年3月期第3四半期の当社連結業績は、売上高344百万円、営業損失992百万円、経常損失962百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失920百万円を計上しました。このように未だ安定的な収益計上を確立するに至っておらず、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。そのため、調達した資金をもとに積極的に投資活動及び事業活動を行い、収益力の向上に努めたいと考えております。

現在、当社の企業価値を向上させるための事業展開を行うにあたり、安定的な収益が上がりません現状では、コーポレートの信用による金融機関からの融資は難しいこともあり、金融機関等からの決済資金等の調達が進まず、自己資金での事業展開を余儀なくされております。更なる成長に向けた基盤構築のための事業資金の確保は必須であります。

当社としましては、いままで取組んできた事業により獲得したノウハウ及びネットワーク並びにシステムを活用し、既存事業を伸長・拡大させ、当社の収益力の向上を図ることが喫緊の課題であり、当該課題解決のためには、既存事業の拡大の資金を必要とし、また、当面の当社グループ維持のための運転資金等の確保も必要であると考えております。

当社は、2025年5月に経営意思決定のさらなる迅速化と組織体制の強化を目的として、代表取締役の前田健晴に加えて、平岡佳明が代表取締役に就任し、代表取締役2名体制に移行しました。ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の一層の強化を図りつつ、今後の変化の激しい事業環境にも柔軟かつ迅速に対応し、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

今回、当社の経営方針にご理解、ご賛同頂ける割当予定先の目途が立ったため、上記必要資金を確保することを目的として、本資金調達の実施を決定いたしました。

本資金調達の手法について、当社は、割当予定先であるOrion SPV1に対して、全量新株式による引受けを打診いたしました。その結果、株式市場における当社の株価の推移等を踏まえ、全量新株式による引受

けは困難であるが、新株予約権による引受けであれば可能である旨の回答を、当社代表取締役とOrion SPV1との面談時に聴取しております。当社といたしましては、当社が継続かつ十分な収益を確保するためには本資金調達には必須であるとの認識から同社の要請に応じたものであります。

なお、本資金調達の実施に当たり、1株当たり純資産額の改善が課題であると考えております。

また、株価低迷等の理由により本新株予約権の行使が進まず十分な調達がなされなかった場合には、事業活動を継続するための運転資金の確保を優先する予定です。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

前述のとおり、前期、今期の業績の低迷が表面化する中、当社として未だ安定的な収益構造の構築までには至っておらず、この状況を打開するための事業展開に必要な資金の確保に際し、以下のとおり、資金調達方法の検討を行った結果、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達が有効かつ適切であり、その中で、第三者割当による本新株予約権の発行が最適であるとの結論に至りました。

(A) 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れにつきましては、当社の過去の決算状況及び未だ安定的な収益計上を確立するに至っておらず、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している状況を鑑みて、新規融資を受けることは困難と判断し、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(B) 公募増資

公募増資は、有力な資金調達手段の1つではありますが、現在の当社の財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと判断し、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

(C) ライツ・オフアリング

ライツ・オフアリングには、コミットメント型ライツ・オフアリング(特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結するもの)とノンコミットメント型ライツ・オフアリング(コミットメント型のような特定の契約を締結せず、新株予約権の行使が株主様の決定に委ねられるもの)があり、このうち、コミットメント型ライツ・オフアリングは、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せないだろうと思われることから、資金調達方法の候補から除外することといたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングは、直近の当社の業績を鑑みると、既存株主様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(D) 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様が、株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であること、また、直近の当社の業績を鑑みると、既存株主様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(E) 有償株主割当増資

有償株主割当増資は、割当株式の引受の意思のない株主様向けの対応策として、東京証券取引所において発行日決済取引による売却が可能であるなど、株主の皆様にとって平等かつ公平な手法であり、希薄化による不利益を最小化することができることなどから、有効な資金調達手段の1つではありますが、直近の当社の業績を鑑みると、既存株主様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(F) 第三者割当による新株式の発行

第三者割当による新株式の発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、一度に調達額相当の希薄化を引き起こすものであり、株主の皆様や株式市場に対する直接的な影響が、新株予約権付社債及び新株予約権の発行による場合に比較してより大きいといえます。また、割当予定先に対して、新株式による引受けを打診いたしましたが、株式市場における当社の株価の推移等を踏まえ、新株式による引受けは困難である旨の回答があり、その他にも現時点では適当な割当先が存在しないため、第三者割当による新株式の発行は断念いたしました。

(G) MSワラント

株価に連動して行使価額が修正される新株予約権(いわゆるMSワラント)は、将来的な市場株価の変動によって行使価額が修正されること、行使価額の下修正がなされた場合には、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があることに加え、株価動向によっては株式価値の想定外の希薄化が進行するおそれがあることから、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(3) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

(4) 当該新株予約権証券に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、上記「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 注5 (4)」記載の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

(5) 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

- (6) 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

- (7) その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,888,000,000]	7,000,000	3,881,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額([48,000,000]円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(3,840,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額(7,000,000円)の内訳は、弁護士費用(3,000,000円)、公正時価算定(3,000,000円)、その他諸費用(外部調査費等)(1,000,000円)です。これには消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

## (2) 【手取金の使途】

本新株予約権の行使により調達する資金の使途

具体的な使途	支出予定額 (百万円)	支出予定時期
当社グループのデータセンター事業等既存事業の運転資金	223	2026年5月～2028年9月
再生可能エネルギーに関する事業への投資資金	2,568	2026年5月～2028年3月
不動産投資事業への投資資金	1,090	2026年5月～2028年3月
合計	3,881	

資金使途の優先順位については、          、          の優先度が並行して高いものの、投資という性質上偶発性が高いため、具体的に案件が成立しない場合には予定時期に支出しない可能性があります。

自己資金と新株予約権の発行によって調達された資金は別の銀行口座で管理いたします。

本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使により調達する資金の使途に関する詳細につきましては、以下のとおりです。

当社の企業理念であります「収益性・安全性・社会性を投資規範とした投資事業・投資マネジメント事業を展開することにより、地域経済の活性化、企業育成、事業創出、人材育成を行い、人類・社会に貢献する」という創業精神のもと、投資会社としての役割を果たすべく、長期的な視野に立った投資事業を展開しております。

過去の調達に関しては、2024年5月29日の第14回新株予約権発行により調達した6,820百万円を、再生可能エネルギー分野、我が国の技術分野、国内不動産、M&Aへの投資及び既存事業の運転資金等に充当しております。これらの活発な投資活動を行う過程で、現在当社には様々な投資案件に関する情報を収集し易い環境が整いつつあり、その中でも魅力的な案件に投資することで当社の企業価値をさらに向上させることができるものと考えております。特に再生可能エネルギー分野においては、当社が新規事業として取り組みを開始したデータセンター事業に関連して、蓄電所の開発に係る事業の将来性や収益性に着目し、これを再生可能エネルギー分野の新たな投資対象として注力することといたしました。

このような現状を踏まえ、前述の表に記載のとおり、再生可能エネルギーに関する事業への投資資金として2,568百万円、不動産投資事業への投資資金として1,090百万円、その他に当社グループのデータセンター事業等既存事業の運転資金として223百万円を充当し、合計3,881百万円の支出を予定しております。

## 当社グループのデータセンター事業等既存事業の運転資金

現在、当社の企業価値を向上させるための事業展開を行うにあたり、安定的な収益が上がらない現状では、コーポレートの信用による金融機関からの融資は難しいこともあり、金融機関等からの決済資金等の調達が進まず、自己資金での事業展開を余儀なくされております。更なる成長に向けた基盤構築のための事業資金の確保は必須であります。当社としましては、いままで取組んできた事業により獲得したノウハウ及びネットワーク並びにシステムを活用し、既存事業を伸長・拡大させ、当社の収益力の向上を図ることが喫緊の課題であり、当該課

題解決のためには、既存事業の拡大の資金を必要とし、また、当面の当社グループ維持のための運転資金等の確保も必要であると考えております。そのため、当社グループのデータセンター事業等既存事業の運転資金として223百万円の支出を予定しております。

#### 再生可能エネルギーに関する事業への投資資金

当社グループは、再生可能エネルギーに関する事業への投資資金として、系統用蓄電所の開発事業（ - 1 ）へ2,234百万円、バイオマス発電事業（ - 2 ）へ334百万円の支出を予定しております。

- 1：系統用蓄電所の開発事業の主な案件は、2025年12月3日付適時開示「エレピスタ株式会社との業務提携契約締結に関するお知らせ」のとおり、業務提携契約を締結したエレピスタ株式会社と共同して、栃木県、埼玉県、岐阜県において系統用蓄電所に係る土地等の権利や蓄電設備等を取得して、それを蓄電事業者に販売するというものです。その支出の内訳は、土地等の権利の取得にかかる支出として363百万円、蓄電設備等の取得にかかる支出として1,532百万円、工事等にかかる費用として339百万円と見込んでおります。

- 2：バイオマス発電事業の主な投資案件は、2024年11月26日付適時開示「熊本県山林取得及び関連する事業に関するお知らせ」のとおり、第14回新株予約権の行使により調達した資金で取得した熊本県五木村の山林において、立木を伐採しバイオマス燃料として木材チップに加工するための機械設備を導入いたします。その支出の内訳は、集材用設備として149百万円、伐採・搬送用設備として113百万円、チップ加工設備として72百万円と見込んでおります。

#### 不動産投資事業に関する投資資金

当社は、長崎県平戸市内のホテルを取得するために440百万円の支出を予定しております。当該ホテルを所有、運営する企業の株式を取得する計画です。2027年3月期第1四半期中にホテル取得後、インバウンド客向け観光資源のポテンシャルを活かした集客力を高め、収益力の向上に努める予定です。

また当社は、アゼルバイジャン共和国シェキ地方において、大規模農業用地を取得するために650百万円の支出を予定しております。同国は、南コーカサス地方のカスピ海沿いに位置する世界有数の原油・天然ガス資源が豊富な産出国として周知されていますが、実際は多くの国民が非石油分野（農業分野）に従事している農業大国でもあります。この度、同国第四の都市シェキ地方の大規模農地である約580ヘクタール（東京ドーム123個相当分）を取得し、小麦・大麦・飼料用とうもろこしを含めた穀物生産と、同国にて主たる農業政策の柱でもある、たばこ葉の栽培、化工、乾燥、輸出事業に取り組みます。

当社は、これまで同国で活動する現地企業と協議を重ね、農地開発委託契約並びにアセットマネジメント委託契約を締結し、同国にて運営者となる現地企業が有する既存の化工工場2か所を有効活用し、一次産業の活性化、日本の先端農業技術の供与と教育、農業従事者の雇用創出と就業の機会提供を通じ、同国の農業政策に寄与するためのあらゆる政策を推進いたします。

アゼルバイジャン共和国は2024年11月国際気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）で気候変動対策や途上国支援を議論する国際会議で原油・天然ガスの産出国として議長国となり世界から大きな注目が向けられました。2015年開催のCOP21で採択されたパリ協定の1.5 目標達成に向けて各国政府だけでなく同国政府が主導的立場を担いながら、企業・自治体などの役割も重要視され脱炭素社会の実現に向けた具体的な行動「化石燃料からの脱却」と「2030年までに世界全体で再生可能エネルギー設備容量を3倍に、エネルギー効率改善率を2倍にする」を最優先課題として捉えており、同国地方の課題解決として荒廃地の緑地化、産業廃棄物処理問題、再生可能エネルギーの開発、外国企業からの環境及び農業投資に助成金制度を積極的に提供するなど、同国の政府方針にも本件大規模農業用地の取得は、当社としての経営方針にも合致し子会社を含む事業の相乗効果が見込まれるものと考えております。

当社は、2027年3月期上半期中に同国に子会社を設立し、2028年3月までにたばこ葉の栽培、化工、乾燥、輸出事業を開始する予定です。

本新株予約権の行使により相応の潜在株式数の発行株式が見込まれるものの、当社におきましては過去2年間の株価の推移（1日平均出来高1,360万株程度、値幅は安値14円、高値104円）を鑑み行使が可能と判断しています。また、本資金調達により企業価値を高める努力を最大限行い、経営基盤の強化を確実に図り、本新株予約権の行使を頂けるように努めてまいります。本新株予約権の行使の結果、自己資本が充実し、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えています。

今回の新株予約権発行は、潜在的な株式の希薄化となり、株価を押し下げる強い圧力となりえます。しかし、当社は新規事業の進捗を市場に適宜アナウンスすることで既存株主への十分な開示を行うとともに、当社の事業戦略

および成長性について市場の理解を深めていただくよう努めてまいります。また、新規事業の収益確保による企業価値向上を目指し、投資活動および事業活動を着実に推進することで、中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。当社は、2024年6月に新経営体制に移行した後、IR以外にPRで当社の現状と今後の施策を積極的に発信してまいりました。前経営体制時と比べて平均出来高が増加しており、平均株価水準も底上げされており、この点からも株主の皆様方に評価されていると理解しております。

過去の資産の定期的な評価、状況確認を実施しており、その判断の中で売却の判断も行います。既存資産の定期的な評価の結果、将来価値が小さいと判断されたものは早急に売却を行うことで運転資金に充当し、資金効率の向上を図ります。

なお、本新株予約権の行使が当社の想定通りに進まなかった場合や、行使が一部にとどまった場合は再生可能エネルギーに関する事業への投資や不動産投資事業に関する投資のうち、投資効率が相対的に低い案件への支出を劣後させることを想定しております。

当社といたしましては、上記優先順位に従い資金使途の充当を進める予定です。もっとも、案件協議の進捗に応じて、優先順位や緊急度の高い案件に優先して充当し、一方で協議が想定通りに進捗しない場合には、結果として投資資金が限定的となる可能性があります。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額は変更がありうることから、上記調達する資金の具体的な使途の支出時期につきましては、本新株予約権の行使状況にもよりますが、行使が促進され、資金の確保が出来次第、上記のとおり予定した使途資金として拠出したいと考えております。上記の調達資金の使途が変更になった場合には、その旨を適切に開示してまいります。

#### 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本資金調達により調達した資金の使途として、上記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各事業への投資の実行を予定しています。当社は、かかる投資によって、新たな事業領域の開拓による収益力の向上及び経常化等の収益基盤の改善や中長期的な財政基盤の強化が可能となると考えており、当該資金の使途には合理性があると判断しています。

#### 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

##### ・第三者割当の方法による新株予約権発行(第14回新株予約権)

払込期日	2024年5月29日	
調達資金の額	6,820,000,000円 (内訳)新株予約権発行による調達額：20,000,000円 新株予約権行使による調達額：6,800,000,000円	
発行価額	総額20,000,000円(新株予約権1個につき5円)	
募集時における発行済株式数	141,556,993株	
割当先	SUN ORGANIC FARM株式会社(現商号：株式会社Ado Plus)	
当該募集による潜在株式数	400,000,000株	
現時点における行使状況	4,000,000個	
発行時における当初の資金使途	当社グループ既存事業の運転資金	720百万円
	借入金の返済金	520百万円
	「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金	680百万円
	「我が国の技術」に関する投資資金	680百万円
	「インバウンド」や「地方創生」に関する投資資金	810百万円
	国内不動産投資事業に関する投資資金	1,800百万円
	M&Aによる投資資金	1,600百万円
	合計	6,810百万円

2024年11月26日付 資金使途変更後の資金使途	当社グループ既存事業の運転資金 借入金の返済金 「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金 「我が国の技術」に関する投資資金 「インバウンド」や「地方創生」に関する投資資金 国内不動産投資事業に関する投資資金 M&Aによる投資資金 合計	720百万円 520百万円 1,630百万円 680百万円 810百万円 850百万円 1,600百万円 6,810百万円
2025年9月16日付 資金使途変更後の資金使途	当社グループ既存事業の運転資金 借入金の返済金 「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金 「我が国の技術」に関する投資資金 「インバウンド」や「地方創生」に関する投資資金 国内不動産投資事業に関する投資資金 M&Aによる投資資金 合計	1,120百万円 520百万円 2,030百万円 680百万円 10百万円 850百万円 1,600百万円 6,810百万円
2026年1月31日における充当状況	現時点において、第14回新株予約権の発行及び行使による調達資金の総額は6,820百万円であり、以下のとおりそれぞれ充当しております。 当社グループ既存事業の運転資金 借入金の返済金 「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金 「我が国の技術」に関する投資資金 「インバウンド」や「地方創生」に関する投資資金 国内不動産投資事業に関する投資資金 M&Aによる投資資金 合計	1,120百万円 520百万円 1,860百万円 617百万円 10百万円 850百万円 1,600百万円 6,577百万円

なお、第14回新株予約権の残存個数(株数)は、0個(0株)です。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a．割当予定先の概要

「2026年4月15日現在」

名称	合同会社Orion SPV1
本店の所在地	横浜市港北区新羽町2354-6
代表者の役職及び氏名	代表社員 株式会社UNIFY GC 職務執行者 野口 泰幸
資本金	5,000,000円
事業の内容	有価証券、株式、新株予約権、社債その他金融商品の取得、保有、運用および売買に関する業務 投資事業、投資業務およびこれらに附帯関連する一切の業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社UNIFY GC 100%

##### b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

##### c．割当予定先の選定理由

当社の現状の信用状況から金融機関からの融資が難しい中、当社企業価値の向上を目指す新規事業展開には資金が必要となります。そのため、当社が独自に調達する投資資金が必要となってくることから、当該必要資金の引受先となる事業会社及び投資会社等を模索して参りました。これは、純投資を含め当社の企業価値向上に寄与する先を優先して模索しております。

当社は、今回の割当予定先として、Orion SPV1を選定いたしました。同社を選定した経緯は、当社取引先の代表者であり、同社の親会社である株式会社UNIFY GCの取締役でもある寺田常德氏との親交を深める中で、同氏の見識や幅広い人脈が当社グループの事業発展に大いに寄与頂けるものと判断し、新規ファイナンスの引き受けを相談したところ、同社に今回の割当を引き受けて頂くこととなりました。Orion SPV1代表社員 株式会社UNIFY GC 職務執行者 野口 泰幸氏には、当社の事業戦略、資金ニーズ及び時期等をご理解頂くために、当社の企業理念であります「収益性・安全性・社会性を投資規範とした投資事業・投資マネジメント事業を展開することにより、地域経済の活性化、企業育成、事業創出、人材育成を行い、人類・社会に貢献する」という創業精神や、再生可能エネルギーに関する事業への投資、不動産投資事業への投資、その他に当社グループのデータセンター事業等の既存事業について説明した上で、当該事業を推進することによる当社の将来的な展望についてご理解ご賛同頂いたこと、また、野口泰幸氏にOrion SPV1の資金運用及び投資先への関与方針を伺った結果、純投資であり投資先の経営に関与しない旨の説明を受けたことから、Orion SPV1を本新株予約権による資金調達の割当予定先に選定いたしました。

##### d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権

合同会社Orion SPV1：120,000,000株

##### e．株券等の保有方針

割当予定先であるOrion SPV1とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、Orion SPV1の代表社員 株式会社UNIFY GC 職務執行者 野口泰幸氏からは、今後、当社の企業価値が向上することを期待した純投資である意向を聴取により確認しています。当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、本新株予約権の行使より交付を受ける当社普通株式については、市場動向を勘案しながら適宜売却する方針と伺っております。

またOrion SPV1は、本新株予約権を処分する予定はないとのこと。本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会で承認が必要となります。当該取締役会承認前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、当社がOrion SPV1との間で締結する契約上の行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを条件に、検討・判断いたします。

なお、当社取締役会で、本新株予約権の譲渡が承認された場合には、速やかに当該内容を開示いたします。

#### f．払込みに要する資金等の状況

Orion SPV1の払込みに要する財産の存在については、当社は同社の保有資産の裏付けとなる2026年4月2日付預金残高証明で確認しております。これは、同社の親会社である株式会社UNIFY GCからの資金調達を実行済みの残高であり、同社を借主とする2026年4月1日付金銭消費貸借契約書（借入先：株式会社UNIFY GC、借入金額：100百万円、借入期間：3年、借入実行日：2026年4月1日）を確認しており、当社は本資金調達に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

また、新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収する行為を繰り返して行うことの説明を野口泰幸氏より当社代表取締役である平岡佳明が聴取しております。これにより、当社の第三者割当に応じただき、新株予約権行使による支援を頂くことを確認しております。また、当社の本資金調達による事業拡大についての説明を行っております。以上により、当社は新株予約権の引受並びに本新株予約権の行使が問題なく行われるものと判断いたしました。

#### g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主は反社会的勢力等に該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

なお、当社において、Orion SPV1、株式会社UNIFY GC、個人として野口泰幸氏が反社会的勢力等とは一切関係ないことを独自に専門の調査機関（リスクプロ株式会社、東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役 小坂橋仁）に調査を依頼し、確認しております。リスクプロ株式会社からは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。

当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当先の役員及び主要株主は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。当社は、上記のとおり、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及び発行の合理性

当社は、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先であるOrion SPV1と協議いたしました。早期に事業基盤を確立し、企業価値向上を実現するためには、上記「2 新規発行による手取金の使途 (1) 新規発行による手取金の額」に記載の資金が必要不可欠であり、交渉を進めた結果、本新株予約権の発行条件を以下のとおりといたしました。

当社は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ユニヴィストータルサービス（以下、「ユニヴィス」といいます。）に依頼しました。ユニヴィスを選定した理由は、同社を含むユニヴィス・グループが、公認会計士、税理士、弁護士といった専門家が多数在籍する、M&Aや会計コンサルティングをはじめとしたプロフェッショナルサービスを法人向けに提供するコンサルティング・ファームであり、そのグループの中で株価算定や金融商品評価の業務を行うユニヴィスは、優れた専門性を有するとともに、大阪支社内にその人材を揃えており、業務の依頼や相談に関して利便性が高いと判断したためです。

当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価（32円）、行使価額（32円）、配当率（0%）、権利行使期間（2年）、無リスク利率（1.38%）、株価変動性（120.3%）、当社及び割当予定先の行動等について一定の前提を置いて評価を実施し、本新株予約権1個あたりの評価結果は40円となりました。

当社は、当該第三者算定機関の算定結果を参考として割当予定先であるOrion SPV1と協議いたしましたが、交渉を進めた結果、1個あたりの発行価額は、当該第三者算定機関の算定結果と同額である40円と決定しました。

なお、当社は、本新株予約権の発行価額は、ユニヴィスの算定した公正価値と同額であり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社及び割当予定先から独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の価値評価額の範囲内であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

また、本新株予約権の行使価額を、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日(2026年4月14日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値32円を参考とし、同額である32円といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均30.62円に対する乖離率は4.5%プレミアム、当該直前営業日までの3か月間の終値平均34.70円に対する乖離率は7.8%ディスカウント、当該直前営業日までの6か月間の終値平均34.96円に対する乖離率は8.5%ディスカウントとなっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前営業日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、取締役会決議日の前営業日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は120,000,000株(議決権数は1,200,000個)であり、2025年12月31日現在の当社発行済株式総数547,690,993株に対し21.91%(2025年12月31日現在の当社議決権個数5,476,464個に対しては21.91%)です。

既存株主様におきましては、本資金調達により株式持分及び議決権比率に対して希薄化が生じます。

さらに、本新株予約権の行使により取得した当社株式が売却されると、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること、更には、当社の株式流動性は、過去2年間における1日の平均売買出来高は約1,360万株ですが、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。

なお、本新株予約権の行使価額は、1株当たり32円であります。これは2026年3月期半期の1株当たり純資産額10.8円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産額の改善を図ることが可能であると考えております。

もっとも、「6 大規模な第三者割当の必要性」に記載したとおり、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

今回の第三者割当による本新株予約権の発行により増加する議決権の数は1,200,000個であり、2025年12月31日現在の発行済株式総数547,690,993株の議決権の数である5,476,464個に対して21.91%の希薄化となります。

従いまして、本第三者割当による希薄化率が25%未満になることから、本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたしません。

#### 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合(%)
合同会社Orion SPV1	横浜市港北区新羽町2354-6			120,000,000	17.97
株式会社Ado Plus	大阪市中央区北浜3丁目2番 25号 京阪淀屋橋ビル8階	109,462,100	19.99	109,462,100	16.40
八木 大輔	群馬県太田市	5,000,000	0.91	5,000,000	0.75
豊岡 幸治	東京都品川区	4,558,300	0.83	4,558,300	0.68
山田 祥美	東京都中野区	4,100,000	0.75	4,100,000	0.61
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM	3,932,800	0.72	3,932,800	0.59
株式会社DSG1	名古屋市中村区名駅5丁目 38番5号	3,600,000	0.66	3,600,000	0.54
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2丁目6番 21号	2,155,900	0.39	2,155,900	0.32
FUNGO株式会社	大阪市東成区神路1丁目11番 22号	2,010,000	0.37	2,010,000	0.30
前田 健晴	兵庫県神戸市東灘区	1,597,000	0.29	1,597,000	0.24
計		136,416,100	24.91	256,416,100	38.41

- (注) 1. 2025年12月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2025年12月31日現在の発行済株式総数及び議決権数に、割当予定先に割当てる予定の本新株予約権の目的である株式の総数120,000,000株（議決権数1,200,000個）を加えて算出しております。
3. 本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。本新株予約権の行使期間は2026年5月7日から2028年5月2日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況、また行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株予約権の行使により交付される普通株式は、その割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、実質的な大株主になる予定はありません。
5. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

#### 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第33期有価証券報告書及び第34期半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

### 2. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の第33期有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日（2026年4月15日）までの間における資本金の増減は以下のとおりです。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2025年4月1日～ 2025年6月30日(注1)	242,930,000	541,556,993	2,070,978	7,831,753	2,070,978	7,696,740
2025年7月25日(注2)	6,134,000	547,690,993	190,154	8,021,907	190,154	7,886,894

(注1) 新株予約権の行使による増加であります。

(注2) 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当による増加であります。

発行価格62円 資本組入額31円

主な割当先 当社の取締役4名

### 3. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の第33期有価証券報告書の提出日（2025年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年4月15日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております

(2025年6月30日提出の臨時報告書)

#### 1 [提出理由]

当社は、2025年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出する

ものであります。

## 2 [報告内容]

### (1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月27日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 当社の事業領域の拡大等に伴い、現行定款第2条(目的)について、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 当社の今後の事業拡大に備えた機動的かつ柔軟な資本政策を可能にするため、現行定款第6条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を560,000,000株から1,000,000,000株に増加させるものであります。
- (3) 当社は、経営意思決定のさらなる迅速化と組織体制の強化を目的として、2025年5月15日付で代表取締役2名体制に移行いたしました。この体制変更に伴い、株主総会および取締役会の招集権者について、従来は「代表取締役社長」に限定しておりましたが、今後は複数の代表取締役が存在することとなるため、招集権者を「代表取締役」とするよう定款を変更するものです(現行定款第14条(招集者および議長)および第22条(取締役会の招集権者および議長)。また、第21条第2項(代表取締役および役付取締役)について、現行の経営体制に即した内容とするため、変更を行うものであります。
- (4) 今後の当社の事業規模拡大や経営環境の変化に対応し、経営体制の一層の強化および多様な人材の登用を図るため、現行定款第18条(取締役の員数)について、取締役の員数を7名以内から10名以内に増加するものであります。

#### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、前田健晴、平岡佳明、佐藤哲寛、児玉舟、桂幹人を選任するものであります。

#### 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年3月14日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額100,000千円以内(4名)とすることについて決議されております。しかしながら、近年の急速な事業環境の変化により、取締役に求められる役割や責務は一層増大しております。また、コーポレートガバナンスのさらなる強化を図るうえで、優秀な人材の確保・維持にふさわしい報酬水準の整備が必要と考えております。このような状況を踏まえ、取締役の報酬等の額を年額500,000千円以内(うち、社外取締役分は年額6,000千円以内)に改定するものであります。

#### 第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式を割り当てることとするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	1,597,517	98,657	-	(注) 1	可決 91.31
第2号議案 取締役5名選任の件					
候補者番号1	1,626,744	69,431	-	(注) 2	可決 92.98
候補者番号2	1,648,147	48,028	-		可決 94.21
候補者番号3	1,636,612	59,563	-		可決 93.55
候補者番号4	1,642,134	54,041	-		可決 93.86
候補者番号5	1,636,634	59,541	-		可決 93.55
第3号議案 取締役の報酬額改定の件	1,497,665	198,509	-	(注) 3	可決 85.60
第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲 渡制限付株式の割当てのための報酬決定 の件	1,567,300	128,875	-	(注) 3	可決 89.58

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2025年10月7日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

2024年11月22日付で、SUN ORGANIC FARM株式会社より大量保有報告(変更報告書)が近畿財務局に提出されたことにより、主要株主の異動を確認いたしました。これに伴い、同社は当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

(主要株主となるもの)

SUN ORGANIC FARM株式会社

異動した株主の概要

(1) 名称	SUN ORGANIC FARM株式会社
(2) 所在地	大阪市中央区北浜三丁目2番25号京阪淀屋橋ビル8階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 佐々木 康裕
(4) 事業内容	M&A(企業の合併・買収)及び企業提携等の仲介並びに斡旋 有価証券の取得、売却、保有及び運用 不動産の売買、賃貸、開発、仲介、媒介、運用及び管理業
(5) 資本金	1,000,000円(2024年8月末現在)

(2) 当該異動前後における当該主要株主の所有議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2024年11月14日現在)	203,686個 (20,368,600株)	8.49%	第1位
異動後 (2024年11月15日現在)	303,591個 (30,359,100株)	12.15%	第1位

(注) 1. 異動前の総株主等の議決権の数に対する割合は、下記を基準に、小数点第三位を四捨五入して計算しております。

異動前の総株主の議決権数 2,398,569個

異動後の総株主の議決権数 2,498,569個

当社は自己株式を保有していないため発行済株式総数から議決権数を算出しています。

2. 上記については、2024年9月30日現在の株主名簿に基づき想定した順位を記載しております。

(3) 当該異動の年月日

2024年11月15日

(4) その他の事項

本報告書提出日における資本金の額 8,021,907,669円

本報告書提出日における発行済株式総数 普通株式 547,690,993株

(2025年10月7日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

2025年4月28日付で、株式会社Adoより大量保有報告(変更報告書)が近畿財務局に提出されたことにより、主要株主の異動を確認いたしました。これに伴い、同社は当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

(主要株主となるもの)

株式会社Ado

異動した株主の概要

(1) 名称	株式会社Ado(旧商号 SUN ORGANIC FARM株式会社)
(2) 所在地	大阪市中央区北浜三丁目2番25号京阪淀屋橋ビル8階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 佐々木 康裕
(4) 事業内容	M&A(企業の合併・買収)及び企業提携等の仲介並びに斡旋 有価証券の取得、売却、保有及び運用 不動産の売買、賃貸、開発、仲介、媒介、運用及び管理業
(5) 資本金	1,000,000円(2024年8月末現在)

(2) 当該異動前後における当該主要株主の所有議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2025年4月18日現在)	250,000個 (25,000,000株)	7.46%	第1位
異動後 (2025年4月21日現在)	371,781個 (37,178,100株)	10.19%	第1位

(注) 1. 異動前の総株主等の議決権の数に対する割合は、下記を基準に、小数点第三位を四捨五入して計算しております。

異動前の総株主の議決権数 3,351,169個

異動後の総株主の議決権数 3,650,169個

当社は自己株式を保有していないため発行済株式総数から議決権数を算出しています。

2. 上記については、2025年3月31日現在の株主名簿に基づき想定した順位を記載しております。

(3) 当該異動の年月日

2025年4月21日

(4) その他の事項

本報告書提出日における資本金の額 8,021,907,669円

本報告書提出日における発行済株式総数 普通株式 547,690,993株

(2025年10月7日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

2025年6月27日付で、株式会社Adoより大量保有報告(変更報告書)が近畿財務局に提出されたことにより、主要株主の異動を確認いたしました。これに伴い、同社は当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

(主要株主でなくなったもの)

株式会社Ado

異動した株主の概要

(1) 名称	株式会社Ado(旧商号 SUN ORGANIC FARM株式会社)
(2) 所在地	大阪市中央区北浜三丁目2番25号京阪淀屋橋ビル8階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 佐々木 康裕
(4) 事業内容	M&A(企業の合併・買収)及び企業提携等の仲介並びに斡旋 有価証券の取得、売却、保有及び運用 不動産の売買、賃貸、開発、仲介、媒介、運用及び管理業
(5) 資本金	1,000,000円(2024年8月末現在)

(2) 当該異動前後における当該主要株主の所有議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2025年6月18日現在)	446,050個 (44,605,000株)	10.26%	第1位
異動後 (2025年6月19日現在)	428,047個 (42,804,700株)	9.84%	第1位

(注) 1. 異動前の総株主等の議決権の数に対する割合は、下記を基準に、小数点第三位を四捨五入して計算しております。

異動前の総株主の議決権数 4,348,569個

異動後の総株主の議決権数 4,348,569個

当社は自己株式を保有していないため発行済株式総数から議決権数を算出しています。

2. 上記については、2025年3月31日現在の株主名簿に基づき想定した順位を記載しております。

(3) 当該異動の年月日

2025年6月19日

(4) その他の事項

本報告書提出日における資本金の額 8,021,907,669円

本報告書提出日における発行済株式総数 普通株式 547,690,993株

(2025年10月7日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

2025年6月27日付で、株式会社Adoより大量保有報告(変更報告書)が近畿財務局に提出されたことにより、主要株主の異動を確認いたしました。これに伴い、同社は当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

(主要株主となるもの)

株式会社Ado

異動した株主の概要

(1) 名称	株式会社Ado(旧商号 SUN ORGANIC FARM株式会社)
(2) 所在地	大阪市中央区北浜三丁目2番25号京阪淀屋橋ビル8階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 佐々木 康裕
(4) 事業内容	M&A(企業の合併・買収)及び企業提携等の仲介並びに斡旋 有価証券の取得、売却、保有及び運用 不動産の売買、賃貸、開発、仲介、媒介、運用及び管理業
(5) 資本金	1,000,000円(2024年8月末現在)

(2) 当該異動前後における当該主要株主の所有議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2025年6月19日現在)	428,047個 (42,804,700株)	9.84%	第1位
異動後 (2025年6月20日現在)	481,046個 (48,104,600株)	10.81%	第1位

(注) 1. 異動前の総株主等の議決権の数に対する割合は、下記を基準に、小数点第三位を四捨五入して計算しております。

異動前の総株主の議決権数 4,348,569個

異動後の総株主の議決権数 4,448,569個

当社は自己株式を保有していないため発行済株式総数から議決権数を算出しています。

2. 上記については、2025年3月31日現在の株主名簿に基づき想定した順位を記載しております。

(3) 当該異動の年月日

2025年6月20日

(4) その他の事項

本報告書提出日における資本金の額 8,021,907,669円

本報告書提出日における発行済株式総数 普通株式 547,690,993株

(2026年2月5日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動に関し、2025年6月27日開催の当社監査役会において、一時会計監査人の選任について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称  
監査法人薄衣佐吉事務所

(2) 当該異動の年月日

2025年6月27日

(3) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社は、2025年5月30日付「公認会計士等の異動に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社の会計監査人である柴田洋公認会計士及び大瀧秀樹公認会計士は、2025年6月27日開催予定の第33期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。2025年5月に柴田洋公認会計士より、個人の会計士事務所を法人化したことに伴い、これまで個人事務所で受任していた上場会社の会計監査業務を、従来通り個人事務所として受任できなくなったこと等の理由により、任期満了で退任せざるを得ないとの報告があり、また、新たに設立した監査法人で、任期満了後の会計監査業務を受任したいとの申し出を受けたものの、当該監査法人は公認会計士法に基づく上場会社等監査人登録制度にまだ登録されていないという状況でした。

当社は、当社第34期事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)の金融商品取引法に基づく監査及び半期レビューを行う公認会計士等、並びに、当社会計監査人が不在になる事態を回避し、適切な監査業務が継続される体制を維持するため、新たな公認会計士等及び会計監査人の選定を直ちに開始し、選定を続けてまいりました。そして、会計監査人としての専門性、独立性及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、本日開催の当社監査役会において、監査法人薄衣佐吉事務所を一時会計監査人として選任することを決議し、当社として金融商品取引法及び会社法に基づく監査及び半期レビュー契約を締結する旨を決定いたしました。

(4) 上記(3)の理由に対する意見

監査役会の意見  
妥当であると判断しております。

(2026年4月10日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規程に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動の年月日

2026年3月17日

(2) 当該事象の内容

当社は、2026年3月26日付「連結子会社の解散、清算及び特別利益の計上に関するお知らせ」にて公表しました連結子会社の解散、清算につきまして、同一分野におけるグループ内の事業体制の最適化を図る観点から、当社グループ全体としての経営効率等を総合的に判断した結果、事業撤退することとし、当社の連結子会社である山陽小野田バイオマス燃料供給株式会社の解散及び清算を決定いたしました。これにより特別利益を計上いたします。

## (3) 当該事象の損益に与える影響額

本件により、2026年3月期（2025年4月1日～2026年3月31日）において62,803千円の特別利益を計上する見込みであり、会計上の処理方法について、現在監査法人と協議中であります。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月30日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第34期半期)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月27日

北浜キャピタルパートナーズ株式会社  
取締役会 御中

柴田公認会計士事務所

大阪市中央区 柴田 洋  
公認会計士

大瀧公認会計士事務所

東京都北区 大瀧 秀樹  
公認会計士

### < 連結財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている北浜キャピタルパートナーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北浜キャピタルパートナーズ株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年4月1日から2025年6月26日までの間に、第14回新株予約権（2024年5月29日発行）の一部について、新株予約権の行使を受け増資が行われている。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査人は当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

熊本県球磨郡五木村の山林の取得価額及び評価の妥当性について	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2024年11月26日をもって、熊本県球磨郡五木村の山林（土地、立木）を815,850千円で取得した。会社は、取得した山林のうち、立木部分は商品勘定に、土地部分は有形固定資産の土地勘定に計上しており、取得した山林において山林事業とバイオマス燃料供給事業の実施を計画している。</p> <p>山林の取得価額が、金額的に重要であること、山林事業とバイオマス燃料供給事業の事業計画の吟味が肝要であると判断した。また、山林の取得価額及び評価の合理性の検討に際しては、会社の山林事業とバイオマス燃料供給事業の事業計画の吟味が必要不可欠である。</p> <p>事業計画の合理性の検討については経営者の主観的判断を伴うこと、それぞれの事業が中長期に亘り、当該計画の遂行に不確実性が伴うことが予定される。よって当監査人は、当該山林の取得価額及び評価の妥当性の検討を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査人は、熊本県球磨郡五木村の山林取得における取得価額及び評価の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山林取得についての内部統制の整備状況及び運用状況につき検討した。</li> </ul> <p>(2) 取得の目的（経緯）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山林取得の目的と経緯について経営者に対し質問し、また、関連する取締役会議議事録及び主要な契約書を閲覧した。</li> <li>・山林事業とバイオマス燃料供給事業に係る計画及び山林取得代金の支出先の会社の主要役員と面談を実施した。</li> </ul> <p>(3) 事業計画の合理性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山林事業とバイオマス燃料供給事業の事業計画について経営者に対し質問し、また、関連する取締役会議議事録及び主要な契約書を閲覧した。</li> <li>・取得価額の検討に用いられた事業計画を入手し、事業計画の合理性について吟味した。</li> <li>・山林を所有しながら山林施業をしている事例の研究を行った。</li> <li>・施業コストの試算の吟味を実施した。</li> </ul> <p>(4) 山林の取得価額の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山林取得に関する売買契約書の閲覧・吟味を行った。</li> <li>・立木の総販売価値の見積もり（自治体森林簿ベースからの計算及びドローン測定ベースの両面）について検討を行った。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表または当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 内部統制監査 >

#### 監査意見

当監査人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、北浜キャピタルパートナーズ株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査人は、北浜キャピタルパートナーズ株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は、有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表

明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 報酬関連情報 >

当監査人に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は38,315千円であり、非監査業務に基づく報酬の額はない。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

北浜キャピタルパートナーズ株式会社  
取締役会 御中

柴田公認会計士事務所

大阪市中央区  
公認会計士 柴田 洋

大瀧公認会計士事務所

東京都北区  
公認会計士 大瀧 秀樹

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている北浜キャピタルパートナーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日の第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北浜キャピタルパートナーズ株式会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において、重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、当事業年度においても、重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年4月1日から2025年6月26日までの間に、第14回新株予約権（2024年5月29日発行）の一部について、新株予約権の行使を受け増資が行われている。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査人は当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

熊本県球磨郡五木村の山林の取得価額及び評価の妥当性について

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（熊本県球磨郡五木村森林の取得価額及び評価の妥当性について）と同一内容であるため、記載を省略している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表または当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の監査意見実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じ

ている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

当監査人に対する、当事業年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は38,315千円であり、非監査業務に基づく報酬の額は無い。

#### 利害関係

会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

北浜キャピタルパートナーズ株式会社

取締役会 御中

監査法人薄衣佐吉事務所  
東京都文京区指定社員 公認会計士 河合洋明  
業務執行社員指定社員 公認会計士 櫻澤巧大  
業務執行社員

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている北浜キャピタルパートナーズ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北浜キャピタルパートナーズ株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度まで6期連続して、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当中間連結会計期間においても、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する中間純損失を計上している。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

会社の2025年3月31日をもって終了した前連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間連結財務諸表に対して2024年11月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2025年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。